

海上自衛隊特別警備隊関係の課程学生の死亡事案について  
(中間報告)

平成20年10月22日  
防 衛 省

本年9月9日に発生した海上自衛隊特別警備隊（以下「特別警備隊」という。）の要員を養成するための特別警備応用課程（以下「応用課程」という。）における格闘教務中の事案については、9月10日以降、海上自衛隊呉地方総監部幕僚長を長とする一般事故調査委員会（以下「委員会」という。）が、課程学生及び教官等を中心に、隊員からの聴取等の調査を進めてきたところである。

現在、所要の調査をすべて終了していない状況を前提として、これまでの調査経過は次のとおりである。

1 調査等の状況

(1) 調査の体制

呉地方総監の命により、呉地方総監部幕僚長以下9名で委員会を設置した。(別紙)

(2) 調査内容

委員会は、応用課程学生、教育関係者、特別警備隊格闘部員及び転出者に対する聞き取り調査を行ったほか、特別警備課程教育関係資料を収集・分析し、事案発生現場、格闘技練習用防具、教育態勢、部内外における格闘訓練の実施状況の調査を行った。

(3) 調査の状況

9月10日、委員会を設置し、同日から、教育関係資料等の収集を開始した。

9月16日から、関係者に対する聞き取り調査、事案発生現場の調査開始、同月27日から調査内容の分析及び裏付け調査を開始した。

- なお、警務隊による捜査については、事案発生日の9月9日、呉地方総監部からの通報を受けた呉地方警務隊本部が、同警務隊江田島警務分遣隊に連絡し、同分遣隊は、同日以降、事実関係を把握するため、関係者に対する事情聴取等、必要な捜査を行っており、本調査とは別に、捜査機関が事案の解明に努めているところである。

## 2 事案の背景

### (1) 特別警備隊における格闘教務及び連続組手の状況

ア 応用課程では、任務遂行に必要な体力、筋力、格闘能力を身に付けさせるため、約1年3か月の教育期間中に、鍛錬に関する課目として、水泳、陸上競技、球技、格技（各種格闘を含む。）の教育が行われている。この中で、格闘の教務に割り当てられていたのは、課程教育開始当時（平成13年）から平成18年までの間、多くても10時間程度であった。

他方、今期課程（昨年12月19日開始）に関しては、本事案が起きるまでに格闘の教務は約60時間（鍛錬に関する課目に割り当てられた時間のうち、4分の1ないし3分の1）実施されていた。

応用課程の教官A2曹は、「平成20年度から初めて格技の主担当教官が配員され、私になりました。それまでは、教官が兼務で、いくつもの教務を担当しており、実際に格技はそれほど実施されていなかったのが現状です。」と供述している。

また、教育担当の小隊長B3佐は、「20年度から、（教官）A2曹を格闘・体育の専任教官として迎え、格闘教務ができるようになった。」と供述している。

イ 格闘教務において本事案のように1人に対して多数の者が順次1対1で組手を行う連続組手について、平成18年以前の課程で行われたかは、これまでのところ必ずしも明らかではない。

ウ 現特別警備隊長が同隊副長（平成15年6月～17年4月）であった時に創部した同好会である格闘部では、転任等に伴い退部

する者に対して、同意が得られた場合に、連続組手を行ったことがあるとの供述がある。

その詳細は供述により異なるが、参加人数は5～6人あるいは10人弱、実施時間は参加者一人あたり30秒から1分程度と供述されている。

格闘部にも在籍しているA2曹は、格闘部においては転出者に対して連続組手を儀式的・伝統的に実施してきた旨供述している。

なお、現在、格闘部には課程教育中の学生は在籍していない。

## (2) 応用課程における1回目の連続組手実施の状況

ア 応用課程学生であったC3曹は、本年5月のゴールデンウィーク明け、応用課程学生を辞めたい旨表明し、以後、教官付のような形で訓練準備や教務支援にあたっていたが、教官A2曹の呼びかけにより、学生を免ぜられる2日前の5月28日、格闘教務に参加したとされる。

学生C3曹は、「16人を相手にするのは、きついなあと思いましたが、送別としてやってくれるものなら受けて立とう。」と思ったという。学生C3曹は、3～4人目から「無我夢中」で組手の状況をよく覚えていないと供述している。

なお、この連続組手には、後に本事案で死亡することになる学生D3曹も参加していたとの供述がある。

イ 学生C3曹は、連続組手の結果として、前歯を欠き、欠けた歯で下唇を2針縫う怪我をしたとされる。しかし、学生C3曹は、「それまでの仲間と最後に拳を交えて、仲間意識の共有ができたような気がしました。」と供述している。

また、参加した応用課程の学生の供述の中に、「残る者に正対して、学生C3曹から『ありがとう。都合で辞めるけれど』との言葉は、全員が泣けるものであった。」というものもある。

一方、このような1対多数の連続組手については、「(学生)C3曹の時、(教官)A2曹から初めて聞いたが、キツイだろうなど

思ったが、伝統だからやるべきものなんだ、そういうこともあるんだなと感じた。」というような供述もあり、学生の間でも、応用課程を途中で辞退する者に対して本連続組手を行うことが「伝統」であるという理解が生じた可能性がある。

### 3 事案の状況

#### (1) 学生D 3 曹が応用課程学生を免ぜられる前の状況

学生D 3 曹は、本年7月に応用課程を辞めることをほのめかしたとされる。その後、教育担当の小隊長B 3 佐の慰留により、学生D 3 曹は一度は翻意したものの、夏季休暇終了後、再度辞める意思を示したため、入校取消の процедуруを行い、これ以降、本事案を除き応用課程の訓練には参加させておらず、訓練準備や教務支援を実施させていたとされる。

なお、9月11日付で学生を免ずる内示は、9月1日に学生D 3 曹に伝えられている。

供述によると、事案発生の2日前に、当直のために外出できない学生D 3 曹から、マウスピースを失くしたので買ってきて欲しいと頼まれ、買って来た者がいるが、なぜ、事案発生2日前にマウスピースを購入しようとしたかについては、さらに調査が必要である。

#### (2) 事案発生直前の状況

これまでに聴取した関係者からは、以下のような供述があった。

##### ア 体育係として体育メニューの計画を任されていた学生

- ・ 教官A 2 曹から体育のスケジュール作りが指示され、ランニング、坂道登坂、格闘を行うメニューを作成した。
- ・ 徒手格闘（転出者に対する連続組手）は伝統のようになっており、実施するならば、9月11日付で学生D 3 曹が入校取消になることから、この日（9月9日）しかないと考えた。
- ・ 徒手格闘（転出者に対する連続組手）を含む体育のメニューについて、14時30分頃に教官A 2 曹の了承をもらい、その指示に従い学生D 3 曹の意思を確認した。学生D 3 曹は、「やる」と回答した。

- ・ 15時00分頃から、学生、教官E3尉及び教官A2曹は、トレーニング（ランニング、ペアをおんぶしての坂道登坂）を実施した。

イ 教官E3尉（教官A2曹の上官）

- ・ ランニングから帰隊後、休憩をはさみ、4人一組による徒手格闘（注1）を実施した。

（注1）4人のうちの一人がグローブのみを着け、防具を着けた他の一人を攻撃する訓練。あとの二人は、防具等を着けずに攻撃する者の足腰を持ったり、片手を拘束するなどして、攻撃者の動作を阻む。

（3）事案発生時の状況

これまでに聴取した関係者からは、以下のような供述があった。

ア 連続組手開始前

- ・ 教官A2曹の「防具つけろ。」の指示で、学生たちが防具を装着していた。
- ・ 対戦は50秒、交代を含め一人当たり1分であった。
- ・ 教官A2曹は、組手を実施する際の注意事項として、次を示達した。
  - －打ち抜かない。
  - －防具以外は打つな。
  - －自分の訓練として実施せよ。相手をよく見て間合いをとってやれ。相手を打ちのめすものではない。
- ・ （組手の途中で学生が）マットを出ると危険になるので、（学生たちが）サークルを作って場外に出ないようにした。

イ 連続組手実施中

- ・ 中央に学生D3曹が入り、サークルに学生15名がほぼ等間隔で並び、約1分ごとにランダムに学生が入り、学生D3曹と乱取りした。
- ・ 学生D3曹は、4～5人目の頃から蹴りがでなくなり、蹴りを出す元気がなくなったなと思った。
- ・ 教官は、実施中にも、何回か「打ち抜くな」と注意を与えていた。
- ・ 学生D3曹は、10人目前後ぐらいでバテたかなという感じがした。教官A2曹の「ガード上げろ。」などの指示に反応していた。
- ・ それまでにも3回くらい倒されたが、それは、パンチではな

く、学生D 3 曹がクリンチにいったところを投げられたものだった。

- ・ 学生D 3 曹は、タオルを中にかぶっていたのがズレ落ちて見えないので、視界確保のためにアゴを上げていたように見えた。
- ・ 1 4 人目の学生の右フックが当たり、後ろに座り込むような感じで倒れて、自分で立とうとしているところ手を借りて立ち上がり、足がもつれる感じで右前方に倒れた。
- ・ (学生D 3 曹が倒れた後で) 教官が「止め」、「防具はずせ」と言ったと思う。

#### (4) 事案後の対応

これまで調査を進めたところでは、次のとおりと思われるが、引き続き調査が必要である。

ア 防具を外された学生D 3 曹は気を失っており、呻いていた。教官は、酸欠、熱中症又は疲労で倒れたものと思い、体を冷やすために氷水を用意するように学生に指示した。

教官E 3 尉は特別警備隊医務班(注2)に連絡するよう学生に指示し、学生D 3 曹を風通しの良い体育館の入り口付近に運ぶよう他の学生に指示した。

(注2) 特別警備隊には、医務班として医官2名、衛生員2名が配置されており、高規格救急車も配備されている。

事案発生当日は、医官、衛生員各1名は他方面の訓練に同行して、残りの医官(F 3 佐)、衛生員(G 2 曹)が17時00分まで医務室で待機することとなっていた。

イ 衛生員G 2 曹が救急車に乗って駆けつけ、17時01分頃から応急処置を実施した。

衛生員G 2 曹は、状況を聞くとともに、酸素飽和度(注3)を測定した。症状観察を実施した結果、軸索損傷(注4)、熱中症、脱水症状などが考えられたが、脳内出血の疑いもあることから、回復体位(注5)でストレッチャーに乗せ、第1術科学校衛生課に搬送し、17時20分頃到着した。

(注3) 赤血球のヘモグロビンと酸素が結合する割合のこと。酸素飽和度は血液中の酸素濃度を示しており、正常値（一般成人では、95%）を下回っていると、呼吸機能に何らかの異常が生じていることが疑われる。

(注4) 頭部に回転性の外力が加わった時に脳の神経線維が広範に断裂すること。交通事故等で頭部を強打した際に生じることが多い。

(注5) 意識のない傷病者や嘔吐の危険のある傷病者にとらせる体位で嘔吐物が気道を閉塞しないように横を向かせる体位のこと。

この間、特別警備隊から帰宅途中であった医官F3佐と連絡がとれ、17時30分頃、同医官が第1術科学校衛生課で学生D3曹を診察した。

なお、衛生員G2曹は、第1術科学校衛生課に着くまでの間に、嘔吐に備えて吸引準備、誤飲防止処置、酸素吸入、酸素飽和度モニター監視などを実施し、血圧と脈拍を計ったが、脈拍は正常で、脳内出血時に見られるような脈の低下や血圧の上昇はみられなかった。

ウ 学生D3曹が嘔吐し、直後にいびきをかく状態になったため、医官F3佐は、脳内出血の可能性が高いと判断し、近隣でCTを装備している青木病院（江田島市）に搬送することとし、17時37分頃搬送を開始した。

青木病院でのCT撮影の結果、頭部の内出血が見られたため、18時11分頃、脳神経外科のある呉共済病院に、江田島市消防局の救急車で搬送した。なお、この際、医官F3佐と教官E3尉が同乗した。

19時07分頃、呉共済病院に到着し、青木病院で撮影したCT画像を見た同病院医師は、学生D3曹が開頭手術できる状態ないと判断し、集中治療室で容体監視することとなった。

エ 学生D3曹は、集中治療室における容体監視中の9月25日22時21分、急性硬膜下血腫のため死亡した。

#### 4 問題点の分析

以上の調査を踏まえ、本事案について次の問題点があったと考えら

れる。

一つは、教育訓練にかかる計画や管理が適切になされていなかったと考えられることであり、具体的には、本事案において行われた15人連続組手については、学生が有する技量や人数等の点を十分に考慮したとは認められないのではないかと考えられることである。

また、入校取消が内示されている学生に対してこうした連続組手を行う必要性は認めがたいという点である。

こうした観点に立って、さらなる事案の解明を進めるとともに、改善すべき点について検証する必要がある。

各側面における問題点について、個別に分析すれば、以下のとおりと考えられる。

#### (1) 人的側面

今回の連続組手を現場において監督したのは、教官であるE3尉とA2曹であったとされる。

教官E3尉は、特別警備隊発足時から同隊に所属しているが、自衛隊体育学校の格闘課程は履修しておらず、武道の経験は若干あるものの、有段者のレベルではないとみられる。

一方、教官A2曹は、本連続組手においてレフリーを務めていたが、自衛隊体育学校の格闘課程は履修しておらず、武道の経験については、剣道初段、少林寺拳法初段であったとされる。

この2名の教官の格闘の指導者としての適格性については、今後調査が必要である。

本連続組手に参加した学生たちの技量については、特別警備基礎課程において、徒手格闘を履修しているものの、初歩の格闘ができる程度（ただし、若干名のボクシング等の経験者が含まれているとの供述がある。）とみられ、15人を相手とする連続組手を安全に実施できる技量にあったかどうか、疑問が残る。



## (2) 教育訓練面

格闘自体は、特別警備隊員として任務遂行に必要な強靱な体力、筋力及び精神力を養うための訓練の一環として実施されている。また、厳しい訓練を通して学生間の連帯感を高め、団結を強化することは必要である。

しかしながら、必要性や目的を踏まえ、負傷の可能性を慮り適切に安全対策を講ずべきところ、連続組手の規模や、入校取消が内示され訓練免除となっていた者に対して本連続組手を実施したことの問題点等について、さらなる検討が必要であると考えられる。

## (3) 心理的側面

本連続組手を行ったことについては、今回参加した者からは次のような供述を得ており、学生の見方は必ずしも一様ではなかった。

- ・ 連続組手はやった方が良いと思っていた。2年近く一緒にやってきた者を送り出す記念になると考えていた。
- ・ みんなの意識としては、送別としていつかはやるのだろうなという感じであったと思う。今回の組手を学生D3曹がやりたいと言ってやったと聞いているけれども、疑問が残る。少なくとも、やらないと言える雰囲気ではなかったように思う。

## (4) 管理的側面

教育訓練の管理のため、「海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達」に基づき、海上幕僚監部では応用課程の課程課目標準として鍛錬に関する項目を定めており、特別警備隊ではこれを受け、課程指導項目として「格技（各種格闘を含む。）」等を定めている。

しかし、それぞれの教育時間数については規定されておらず、また、体育と格闘の区分も明確ではなかったとみられる。さらに、格闘については、教務実施要領は作成されておらず、教官が作成した年間計画に基づき、月間予定表及び週間予定表において「体育」又は「格闘」として教育時間を示し、その都度、実施要領を口頭で示

達する状況であり、安全上の配慮が確実に訓練計画に反映されるような仕組みになっていなかった。

また、安全管理態勢については、特別警備隊長命令で医官等が現場待機すべき訓練を、閉所近接戦闘、潜水、射撃等としていたが、格技については、その対象外であった。このため、今回の連続組手においても、医官の現場待機はなかったとされる。

一方、課程教育を監督すべき立場にある、海上幕僚監部、自衛艦隊司令部とも課程教育の内容に関する監督が十分とは言えないのではないかと考えられる。

#### (5) 使用器材面

本連続組手で使用された防具は、ヘッドガード、グローブ、ボディプロテクター及び個人で購入したマウスピースであるとみられるが、これら器材が特別警備隊で行う格闘訓練に適合したものであったかについても調査中であり、今後検証が必要である。

#### (6) 医療面

特別警備隊には医務班があり、医官2名及び衛生員2名が配置され、高規格救急車も配備されている。訓練等においては、医官1名及び衛生員1名でチームを組み、対応している。

事案発生当日に第1術科学校地区に所在した医官と衛生員のチームは、同地区において特別警備隊員が行う潜水訓練に救急車で現場待機し、訓練終了後、15時45分頃には特別警備隊本部庁舎に帰隊していたとされる。

体育や格闘については、医官、衛生員等の現場待機が現状では求められておらず、その点が適切であったか、検証の必要がある。

また、医官、衛生員を含む事案発生後の対応について、今後慎重に検証を行っていく必要がある。

# 事故調査委員会

委員長

呉地方総監部幕僚長

調査委員（8名）

所 属	階 級
① 自衛艦隊司令部	1等海佐
② 呉地方総監部	2等海佐
③ 同	2等海佐
④ 同	3等海佐
⑤ 同	2等海佐
⑥ 同	2等海佐
⑦ 同	1等海尉
⑧ 第111航空隊	3等海佐

## 特別警備隊の組織・編成及び任務等

特別警備隊は、平成11年の能登半島沖不審船事案を受けて自衛艦隊隷下の直轄部隊として平成13年に新編された。同部隊は広島県江田島市に所在し、その編成は、指揮官たる隊長の下、本部と3個の小隊からなり、定員は約70人（学生を除く。）である。

特別警備隊は、海上における警備行動における立入検査等の業務を、武器等による抵抗など特に困難や危険が伴うような状況下において、かかる抵抗の抑止や武装の解除等も念頭に置きつつ実施することを任務としている。

特別警備隊員はその任務の特殊性から体力的、精神的及び技能的に高い能力が求められるものであり、同隊員の教育訓練には、射撃、高速ボートの操縦、潜水、個人格闘、爆発物の処理等の各種技能の修得を目的とした課目が含まれている。

教育訓練の体系は、大きく特別警備基礎課程（約36週間）と特別警備応用課程（約1年3ヶ月）の二つの課程からなり、前者は同じく広島県江田島市に所在する第1術科学校が実施し、後者は特別警備隊が実施している。